

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（設計課）	1
告 示	
○有害興行の指定.....（生活文化・青少年室）	2
○一般競争入札の資格に関する公示.....（保護課）	2
○一般競争入札の実施.....（保護課）	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項（変更）の届出.....（地域産業課）	4
○大規模小売店舗立地法第6条第5項（廃止）の届出.....（地域産業課）	4
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（変更）の届出.....（地域産業課）	4
○肥料の登録.....（農業改良課）	5
○土地改良事業の工事の完了の届出.....（土地改良指導課）	6
○道営土地改良事業の工事の完了.....（土地改良指導課）	6
○家畜伝染病検査の命令（6件）.....（酪農畜産課）	6
○特定調達契約に係る入札の公告.....（漁業指導課）	8
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）.....（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	11
○道路の供用の開始.....（道路整備課）	11
○道路の区域の変更.....（道路整備課）	11
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可.....（砂防災害課）	12
○土地区画整理組合の定款の変更の認可.....（都市環境課）	13
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	13
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	14
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....（経理課）	14
公 表	
○知事表彰の受賞者.....（人事課）	15
公 告	
○公募型プロポーザルの実施.....（環境政策課）	16
○定置漁業の休業.....（漁業管理課）	18
支庁告示	

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	19
道立稚内水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	19
道札幌土木現業所告示	
○一般競争入札の実施.....	19
道帯広土木現業所告示	
○道立十勝エコロジープークの使用料の徴収事務の委託.....	20

公布された規則のあらまし

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第84号）

1 趣旨

国の補助事業の創設に伴い、道営土地改良事業を追加することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- （1）経営体育成基盤整備事業実施要綱が制定されたことに伴い、経営体育成基盤整備事業を追加することとした（第2条の2第32号関係）。
- （2）水田農業振興緊急整備事業実施要綱が制定されたことに伴い、水田農業振興緊急整備事業を追加することとした（第2条の2第33号関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規

則

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第84号

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の2に次の2号を加える。

- (32) 経営体育成基盤整備事業（法第2条第2項各号に掲げる土地改良事業に該当するものを除く。）
(33) 水田農業振興緊急整備事業（法第2条第2項各号に掲げる土地改良事業に該当するものを除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第1342号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	いんらん肉布団 女将の濡れ具合	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	のんけⅡ ～幸せになろうや！～	ENKプロ		
同	ねっちり母娘 赤貝の味	オービー映画		
同	ボブ・クレイン 快楽を知ったTVスター	ソニー・ピクチャーズ		

北海道告示第1343号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び委託業務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年8月1日に一般競争入札の公告を行う平成15年9月9日

に行われる北海道戦没者追悼式の特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付けに係る委託契約

(2) 資 格 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付けの資格（以下「資格」という。）

(3) 業 務 の 種 類 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成15年7月31日現在において引き続き2年以上特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け等の事業を営んでいること。
(5) 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け業務の執行体制が整備されていることを証明した者であること。
(6) 当該委託業務に関し、要求仕様書に記載の特設台等の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年8月1日から7日までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地 北海道保健福祉部保護課 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有するものがその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道告示第1344号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称及び数量 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け各一式 (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 契約の日から平成15年9月9日まで (4) 履行場所 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道告示第1343号に規定する北海道の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁6階保健福祉部1号会議室 (2) 入札日時 平成15年8月12日（火）午前10時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等及び電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札価格が最低をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの広告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
--	--

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部保護課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 822

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがある。

契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道後志支庁商工労働課に到着するよう提出することができる。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ボスフル 余市店 余市郡余市町黒川町12丁目62番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダイ北斗産業 代表取締役 大川 京子
札幌市中央区旭ヶ丘四丁目4番1号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時（年間61日は午前9時） 閉店時刻 午後9時
（変更後）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(4) 変更する年月日 平成15年8月1日

(5) 変更する理由 営業政策上による

2 届出年月日 平成15年7月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課又は北海道後志支庁商工労働課

(2) 縦覧期間 平成15年8月1日（金）から12月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧期間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふじ神居ショッピングセンター 旭川市神楽3条4丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ふじ 代表取締役社長 六車 亮 旭川市流通団地1条1丁目

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,473m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000m²以下となった日 平成14年6月21日

(6) 変更する理由 閉店のため

2 届出年月日 平成15年7月22日

北海道告示第1347号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道宗谷支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社西條 代表取締役 西條 久喜 名寄市西3条南6丁目
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西條百貨店稚内店 稚内市大黒4丁目7番1号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで
- (4) 変更する年月日 平成15年7月18日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株 式 会 社 西 條	名寄市西3条南6丁目	代表取締役 西條 久喜
株 式 会 社 魚 常 明 田 鮮 魚 店	稚内市開運2丁目1番5号	代表取締役 明田 常臣
サ ザ エ 食 品 株 式 会 社	札幌市中央区宮の森4条1丁目1番35号	代表取締役 高橋 真二
株 式 会 社 壺 屋 総 本 店	旭川市忠和5条6丁目5番3号	代表取締役 林 幸夫
株 式 会 社 ニ チ ロ ベ ー カ ー ズ	札幌市西区発寒8条11丁目677-10	取締役社長 川向 國正
株 式 会 社 カ メ ラ セ ン タ ー	稚内市中央3丁目10番21号	代表取締役 出村 勝信
株 式 会 社 ム ラ タ	札幌市厚別区厚別南2丁目11番地31号	代表取締役 村田 晃啓
株 式 会 社 ツ ル ハ	札幌市東区北24条東20丁目	代表取締役 鶴羽 樹
株 式 会 社 三 貴	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号	代表取締役 木村 和臣
株 式 会 社 黒 田 グ リ ー ン 開 発	名寄市徳田289番地	代表取締役 黒田 雅幸
株 式 会 社 ヘ ル ス	上川郡鷹栖町8線西2号2961-162	代表取締役 鈴木 貴直
株 式 会 社 ほ し の	札幌市白石区菊水4条3丁目2番29号	代表取締役 星野 浩

株 式 会 社 鈴 丹	愛知県名古屋市昭和区広小路通2丁目5番地	代表取締役 鈴木 重光
有限会社メディアステーションウーノ	名寄市西4条南8丁目 西條百貨店内	代表取締役 宇野 徳昭
株 式 会 社 ア ド ラ ー プ ル	札幌市中央区南3条西3丁目15番地	代表取締役 村上 則男
株式会社ファッションタウンベル	稚内市中央3丁目11番6号	代表取締役 齋藤吉三郎
有 限 会 社 学 友 堂 書 店	名寄市西2条南6丁目9番地	代表取締役 沼田 久友
株 式 会 社 よ こ お か	名寄市西7条南4丁目39番地	代表取締役 横岡 達哉

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,297㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (ア) 駐車場の収容台数 587台
- (イ) 駐輪場の収容台数 120台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 304㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 96㎡
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
6箇所(出入口4箇所、入口1箇所、出口1箇所)
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 2 届出年月日 平成15年7月17日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道宗谷支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間 平成15年8月1日(金)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1348号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。
平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)	そ の 他 の 規 格	生 産 者	登 録 年 月 日
北 海 道 第2858号	加工家きんふん 肥料	発酵けいふん粉 状1号	窒 素 全 量 3.5 リン酸全量 3.0 加 里 全 量 1.0	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	名 称 住 所 日本ホワイトファーム 株式会社 青森県上北郡横浜町字林尻102-100	平成15. 7.22

北海道告示第1349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
清 里 町	江 南 第 3	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	平成14.10.30
遠 軽 町	向 遠 軽	農村総合整備（農業用排水）	同 13. 2.15
同	同	同（農道）	同 12. 1.20
興 部 町	興 部	同（農業用排水）	同 8.10.31
同	同	同（農道）	同 15. 1.30
北 檜 山 町	若 松 2 期	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	同 14. 9.20
同	寧 土 井	同	同 14.10.29

北海道告示第1350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので公告する。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
江 差	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水）	平成15. 3. 7
同	同（客土）	同 13. 1.29
同	同（暗きょ）	同
今 金 南	中山間地域総合整備（農業用排水）	同 13.12.20
同	同（ほ場整備）	同 14.12.20
同	同（客土）	同
同	同（暗きょ）	同
元 山 2 期	一般農道整備	同 14.12.10
鶺 鴒	農地保全整備	同 14. 8.19
水 堀	湛水防除	同 14. 8.19

北海道告示第1351号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長）
の定める日

八 雲 町	平成15年9月1日から11月28日まで
北 檜 山 町	同 10月1日から11月28日まで
京 極 町	同 10月6日から11月28日まで
喜 茂 別 町	同
富 良 野 市	同 9月24日から11月21日まで
苫 前 町	同 9月1日から12月12日まで
天 塩 町	同
留 辺 蘂 町	同 9月22日から11月14日まで
常 呂 町	同 11月17日から12月26日まで
白 滝 村	同 10月20日から12月5日まで
湧 別 町	同 10月27日から12月19日まで
北 見 市	同 10月6日から11月28日まで
鹿 追 町	同 8月18日から10月17日まで
士 幌 町	同 10月14日から12月5日まで
音 更 町	同 10月27日から12月12日まで
標 茶 町	同 9月8日から平成16年1月16日まで
釧 路 町	同 10月27日から12月26日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1352号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

千 歳 市	平成15年 9 月29日から11月14日まで
二 セ コ 町	同 10月14日から12月 5 日まで
共 和 町	同
岩 内 町	同
由 仁 町	同 10月 6 日から12月12日まで
奈 井 江 町	同
新 十 津 川 町	同
中 川 町	同 8 月18日から11月14日まで
歌 登 町	同 10月 6 日から11月28日まで
中 頓 別 町	同 11月 4 日から12月19日まで
紋 別 市	同 9 月 1 日から11月14日まで
新 得 町	同 9 月16日から10月31日まで
中 札 内 村	同 9 月29日から11月14日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第1353号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

恵 庭 市	平成15年 9 月16日から10月10日まで
江 別 市	同 11月 4 日から12月12日まで
石 狩 市	同 11月14日まで
八 雲 町	同 9 月 1 日から11月28日まで
京 極 町	同 10月 6 日から11月28日まで
富 良 野 市	同 9 月24日から11月21日まで
初 山 別 村	同 11月10日から12月12日まで
天 塩 町	同 9 月 1 日から12月12日まで
留 辺 蘂 町	同 9 月22日から11月14日まで
常 呂 町	同 11月17日から12月26日まで
白 滝 村	同 10月20日から12月 5 日まで
湧 別 町	同 10月27日から12月19日まで
北 見 市	同 10月 6 日から11月28日まで
壮 瞥 町	同 10月20日から11月21日まで
早 来 町	同
鹿 追 町	同 10月27日から12月 5 日まで
上 士 幌 町	同 11月10日から12月26日まで
清 水 町	同 11月25日から12月26日まで
中 札 内 村	同
標 茶 町	同 9 月 8 日から平成16年 1 月16日まで
釧 路 町	同 10月27日から12月26日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第1354号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該

馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜
保健衛生所長の定める日）

浦 河 町 平成16年3月1日から31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競馬場のきゅう舎に入りゅう予定の馬

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第1355号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長
の定める日）

岩 見 沢 市 平成15年9月1日から平成16年3月19日まで

由 仁 町 同

留 辺 蘂 町 同 9月29日から平成16年3月31日まで

清 水 町 同 10月27日から12月12日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第1356号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性子宮炎の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長
の定める日）

日 高 町 平成15年10月1日から平成16年1月30日まで

平 取 町 同

門 別 町 同

新 冠 町 同

静 内 町 同

三 石 町 同

浦 河 町 同

様 似 町 同

え り も 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供している軽種馬及び臨床・疫学的に感染のおそれのある馬

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、細菌培養法による。

北海道告示第1357号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成15年10月24日
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年8月1日から15日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年9月11日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 420

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKKAI Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., September 11, 2003

C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and
Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第1358号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 茅部郡砂原町字紋兵エ砂原600の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1359号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ2005の4・2006の1・2006の3・2006の4・2006の6・2007の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2007の4

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉2・7・9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 斜里郡斜里町字日の出152の1から152の3まで・真鯉2・7・9（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4

(2) 指 定 の 目 的 魚つき

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間	縦 覧 場 所
千 歳 鷗 川 線	勇払郡早来町大町134番1地先から 勇払郡早来町字北進13番1地先まで	前	22.00mから 28.40mまで	1,234.40m	一般国道234号重複L = 1,234.40m	北海道室蘭土木現業所
		後	22.00mから 53.00mまで	1,237.20m	一般国道234号重複L = 1,237.20m	
苫 小 牧 環 状 線	苫小牧市字沼ノ端510番15地先から 苫小牧市新開町1丁目20番1地先まで	前	22.00mから 58.00mまで	5,339.15m	一般国道36号重複L = 2,385.85m 一般国道234号重複L = 1,237.30m	同
		前	22.00mから 67.00mまで	1,781.62m	一般国道234号重複L = 68.00m 道道上厚真苫小牧線重複L = 883.82m	
	苫小牧市字沼ノ端510番15地先から 苫小牧市新開町1丁目20番1地先まで	前	22.00mから 58.00mまで	5,345.15m	一般国道36号重複L = 2,385.85m 一般国道234号重複L = 2,344.80m	
		前	22.00mから 67.00mまで	1,777.62m	一般国道234号重複L = 55.50m 道道上厚真苫小牧線重複L = 883.82m	
	苫小牧市字沼ノ端510番15地先から 苫小牧市新開町1丁目20番1地先まで	後	22.00mから 58.00mまで	5,339.15m	一般国道36号重複L = 2,385.85m 一般国道234号重複L = 2,338.80m	
		後	22.00mから 67.00mまで	5,398.22m	一般国道36号重複L = 1,966.83m 一般国道234号重複L = 59.50m 道道上厚真苫小牧線重複L = 882.82m	
	苫小牧市字沼ノ端510番15地先から 苫小牧市新開町1丁目20番1地先まで	後	22.00mから 67.00mまで	5,398.22m	一般国道36号重複L = 1,966.83m 一般国道234号重複L = 59.50m 道道上厚真苫小牧線重複L = 882.82m	
		後	22.00mから 67.00mまで	5,398.22m	一般国道36号重複L = 1,966.83m 一般国道234号重複L = 59.50m 道道上厚真苫小牧線重複L = 882.82m	

北海道告示第1363号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 しゅん功認可の年月日 平成15年7月24日
- 2 しゅん功認可を受けた者
 - (1) 氏 名 又 は 名 称 北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋 立 区 域
 - (1) 位 置 根室市温根元101番1、145番1、145番3、145番4及び145番5地先の公有水面
 - (2) 区 域 次のH11 - 1の地点からH11 - 29の地点までを順次に結んだ線、H11 - 29の地点とH11 - 29 - 1の地点とを結んだ線、H11 - 29 - 1の地点とH11 - 29 - 2の地点とを結んだ線、H11 - 29 - 2の地点とH11 - 30の地点とを結んだ線及びH11 - 1の地点とH11 - 30の地点とを結んだ線によって囲ま

- れた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- H11 - 1の地点 四等三角点塘寒（X = -66,779.530、Y = 122,156.880）から方向角276度52分10秒の方向398.43mの地点
- H11 - 2の地点 H11 - 1の地点から方向角91度57分42秒の方向20.01mの地点
- H11 - 3の地点 H11 - 2の地点から方向角77度22分27秒の方向5.12mの地点
- H11 - 4の地点 H11 - 3の地点から方向角54度05分44秒の方向6.17mの地点
- H11 - 5の地点 H11 - 4の地点から方向角13度31分45秒の方向21.37mの地点
- H11 - 6の地点 H11 - 5の地点から方向角65度52分03秒の方向5.47mの地点
- H11 - 7の地点 H11 - 6の地点から方向角57度15分49秒の方向12.63mの地点
- H11 - 8の地点 H11 - 7の地点から方向角64度30分38秒の方向10.38mの地点

H11 - 9の地点	H11 - 8の地点から方向角81度48分21秒の方向10.10mの地点
H11 - 10の地点	H11 - 9の地点から方向角105度17分00秒の方向20.82mの地点
H11 - 11の地点	H11 - 10の地点から方向角90度10分24秒の方向9.90mの地点
H11 - 12の地点	H11 - 11の地点から方向角27度15分55秒の方向10.98mの地点
H11 - 13の地点	H11 - 12の地点から方向角34度19分13秒の方向15.56mの地点
H11 - 14の地点	H11 - 13の地点から方向角86度53分34秒の方向28.57mの地点
H11 - 15の地点	H11 - 14の地点から方向角167度25分46秒の方向14.75mの地点
H11 - 16の地点	H11 - 15の地点から方向角145度05分06秒の方向12.19mの地点
H11 - 17の地点	H11 - 16の地点から方向角150度25分30秒の方向22.99mの地点
H11 - 18の地点	H11 - 17の地点から方向角156度49分45秒の方向10.87mの地点
H11 - 19の地点	H11 - 18の地点から方向角150度13分50秒の方向11.52mの地点
H11 - 20の地点	H11 - 19の地点から方向角166度33分30秒の方向10.28mの地点
H11 - 21の地点	H11 - 20の地点から方向角172度59分16秒の方向10.07mの地点
H11 - 22の地点	H11 - 21の地点から方向角178度47分49秒の方向10.00mの地点
H11 - 23の地点	H11 - 22の地点から方向角190度51分00秒の方向30.54mの地点
H11 - 24の地点	H11 - 23の地点から方向角196度35分39秒の方向20.86mの地点
H11 - 25の地点	H11 - 24の地点から方向角208度48分33秒の方向11.42mの地点
H11 - 26の地点	H11 - 25の地点から方向角270度04分09秒の方向20.69mの地点

	地点
H11 - 27の地点	H11 - 26の地点から方向角0度00分00秒の方向50.66mの地点
H11 - 28の地点	H11 - 27の地点から方向角270度01分16秒の方向16.37mの地点
H11 - 29の地点	H11 - 28の地点から方向角0度04分53秒の方向9.87mの地点
H11 - 29 - 1の地点	H11 - 29の地点から方向角269度58分58秒の方向70.41mの地点
H11 - 29 - 2の地点	H11 - 29 - 1の地点から方向角179度28分01秒の方向0.43mの地点
H11 - 30の地点	H11 - 29 - 2の地点から方向角270度01分10秒の方向53.00mの地点
(3) 面積	13,679.35㎡
4 免許年月日及び番号	平成11年10月27日 砂防第25 - 17号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	根室市

北海道告示第1364号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 組合の名称	芽室町東めむろ土地区画整理組合
2 事務所の所在地	河西郡芽室町東1条2丁目17番地
3 事業施行期間	平成14年12月20日から平成25年3月31日まで
4 施行地区	河西郡芽室町東芽室南1線、南2線の各一部
5 設立認可年月日	平成14年12月11日
6 変更の内容	事務所所在地の変更 変更前 河西郡芽室町東1条2丁目17番地 変更後 河西郡芽室町東芽室2線31番地7
7 変更認可年月日	平成15年7月23日

北海道告示第1365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事

業を認可した。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・10号環状通、3・3・36号月寒通及び3・4・43号平岸通）
 (3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成18年3月31日まで
 (4) 事業地収用の部分 札幌市中央区南19条西5丁目、南19条西6丁目、南19条西7丁目、豊平区中の島1条3丁目、中の島1条4丁目、中の島1条4丁目、中の島2条3丁目、中の島2条4丁目、平岸1条10丁目、平岸2条10丁目、平岸3条10丁目、平岸4条10丁目、平岸5条10丁目、平岸6条9丁目、平岸6条10丁目、美園1条6丁目、美園1条7丁目、美園2条6丁目、美園2条7丁目、美園3条6丁目、美園3条7丁目、美園4条6丁目、美園4条7丁目、美園5条6丁目、美園5条7丁目、美園6条6丁目、美園6条7丁目、美園7条6丁目、美園7条7丁目、美園8条6丁目、美園8条7丁目、美園9条6丁目、美園9条7丁目、美園10条6丁目、美園10条7丁目、美園11条6丁目、美園11条7丁目、美園12条6丁目、美園12条7丁目、白石区東札幌1条6丁目、栄通1丁目、東札幌2条6丁目及び南郷通1丁目南地内
- 2(1) 施行者の名称 札幌市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・5・156号清田・真栄通）
 (3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成20年3月31日まで
 (4) 事業地収用の部分 札幌市清田区清田6条3丁目、清田7条2丁目及び清田7条3丁目地内
- 3(1) 施行者の名称 札幌市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・155号清田中央通）
 (3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成19年3月31日まで
 (4) 事業地収用の部分 札幌市清田区清田5条2丁目、清田5条3丁目及び清田6条2丁

目地内

- 4(1) 施行者の名称 函館市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・46号見晴公園通）
 (3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成21年3月31日まで
 (4) 事業地収用の部分 函館市湯川町3丁目及び榎本町地内
- 5(1) 施行者の名称 函館市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・107号桐花通）
 (3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成17年3月31日まで
 (4) 事業地収用の部分 函館市富岡町1丁目及び亀田本町地内
- 6(1) 施行者の名称 函館市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・113号昭和団地通）
 (3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成22年3月31日まで
 (4) 事業地収用の部分 函館市赤川1丁目、美原4丁目及び美原5丁目地内

北海道告示第1366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の名称 札幌市
 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・179号 北郷通）
 3 事業施行期間 平成12年4月7日から平成20年3月31日まで
 4 事業地収用の部分 平成12年北海道告示第645号の事業地の内北郷2条3丁目、北郷2条4丁目地内において事業地を変更する。

北海道告示第1367号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項中 「羽幌町農業協同組合 同 羽幌町
初山別村農業協同組合 同 初山別村
遠別農業協同組合 同 天塩郡遠別町
天塩町農業協同組合 同 天塩町 」 を「オロロン農
業協同組合 同 羽幌町
協同組合 天塩郡天塩町」に改める。

公

表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
伊 達 市	村 上 雅	公衆衛生功労
遠 軽 町	岡 本 一 雄	同
旭 川 市	片 野 一 一	同
札幌市中央区	鈴 木 清 繁	同
小 樽 市	藤 井 忠 男	同
蘭 越 町	高 階 日出男	母子保健功労
東 川 町	久 保 ミチ子	同
旭 川 市	久 原 恵美子	同
江 別 市	長 井 哲 夫	社会事業功労
同	上 川 昌 明	同
千 歳 市	須 磨 紀 子	同
恵 庭 市	松 崎 亨	同
石 狩 市	尾 田 久 男	同
函 館 市	大 塚 八重子	同
同	島 田 勉	同
同	吉 野 美津子	同
同	福 澤 美岐子	同

同	道 見 美 江	同
木 古 内 町	坂 秀 隆	同
上 磯 町	宇 野 克 己	同
大 野 町	坂 口 壽美枝	同
森 野 町	磯 尾 英 諄	同
厚 沢 部 町	山 畔 清 悦	同
奥 尻 町	池 田 貞 江	同
小 樽 市	三 島 幸 雄	同
同	大 島 弘	同
同	萩 原 和 雄	同
同	久 末 誓司郎	同
倶 知 安 町	穂井田 美 子	同
共 和 町	大 内 千代子	同
岩 内 町	風 間 壽 一	同
岩 見 沢 市	長 屋 弘 孜	同
三 笠 市	富 沢 醇 子	同
滝 川 市	荒 井 八重子	同
深 川 市	谷 口 保	同
長 沼 町	堂 林 克 美	同
栗 山 町	土 田 繁 春	同
士 別 市	岩 城 惇	同
愛 別 町	長 屋 志津子	同
留 萌 市	阿 部 悦 男	同
同	松 永 繁 雄	同
苫 前 町	能 登 大 助	同
天 塩 町	西 畑 義 勝	同
稚 内 市	日 向 高 雄	同
同	加 藤 堅 一	同
猿 払 村	荒 井 順 雄	同
北 見 市	藪 中 照 子	同
美 幌 町	福 沢 豊太郎	同
斜 里 町	土 田 和 子	同
同	長 屋 睦	同
訓 子 府 町	柴 田 忠 良	同
上 湧 別 町	樋 岡 秀 樹	同

雄 武 町	阿 部 正 吉	社 会 事 業 功 労
室 蘭 市	川 井 理 泰	同
同	小 路 政 治	同
苦 小 牧 市	白 川 丈 夫	同
登 別 市	及 川 春 男	同
同	山 形 貞 子	同
門 別 町	野 崎 芳 江	同
静 内 町	佐 藤 幸 四 郎	同
え り も 町	三 上 勇 一	同
帯 広 市	谷 藤 初 雄	同
同	高 田 茂 實	同
同	多 田 仲 治	同
新 得 町	廣 澤 幸 雄	同
大 樹 町	川 原 薦 枝	同
広 尾 町	高 橋 ヨ シ 子	同
豊 頃 町	河 崎 友 作	同
釧 路 市	作 間 順 子	同
同	武 田 邦 雄	同
同	富 樫 利 弘	同
同	澤 田 雅 史	同
同	高 間 昭 二	同
同	門 脇 愛 子	同
阿 寒 町	野 澤 利 男	同
音 別 町	佐 々 木 勢	同
中 標 津 町	尾 藤 俊 子	同
標 津 町	金 田 紀 子	同
札幌市中央区	地 崎 き く 子	同
同 北 区	田 中 秀 一	同
同 東 区	島 勝 信	同
同	船 木 光 子	同
同 西 区	佐 藤 廣 子	同
同 清 田 区	佐 々 木 榮 四 郎	同
同	見 上 多 鶴 子	同
旭 川 市	鹿 野 内 米 三	同
同	渡 邨 利 幸	同

同	國 田 恭 子	同
同	河 崎 武 雄	同
同	西 野 惠 造	同
同	福 本 武 次	同
同	横 井 鐵 雄	同
千 歳 市	藤 澤 勲	同
仁 木 町	野 村 健	同
浦 河 町	古 市 堅 一	同
北 広 島 市	小 貫 良 男	同
旭 川 市	宮 崎 良 光	同
音 更 町	細 木 源 一	同
清 水 町	小 原 松 雄	同
同	延 與 龍 司	同
夕 張 市	澤 野 裕 美 子	同
同	稲 村 孝 子	同
岩 見 沢 市	小 谷 ス ミ 子	同
丸 瀬 布 町	後 藤 義 人	同
浦 河 町	久 住 洋 子	同
札幌市東区	向 川 梅 子	同
旭 川 市	朝 倉 静 枝	同
同	山 口 美 喜 子	同
同	齊 藤 哲 也	同
同	有 馬 加 代 子	同

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 業務概要

ア 業 務 名 環境情報提供整備委託業務

イ 業務内容 これまで道が蓄積してきた既存の環境情報だけではなく、他の行政機関、研究機関等からもデータを収集し、道民・事業者がインターネット等で容易に環境情報を利用できるよう、情報提供の整備を行う（本業務は「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」に基づき実施する

ものである。)。

ウ 履行期限 平成16年2月27日(金)

(2) 参加資格及び審査基準

ア 企画提案書の提出者に要求する資格

(ア) 過去2年間(平成13年度から平成14年度まで)に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある者であること。

(イ) 道内に営業・運営拠点を持つこと。

イ 審査基準

(ア) 情報収集、データ加工・作成能力

a 情報収集・入力する環境関連情報に関する知見を有していること。

b 収集したデータを電子媒体の環境情報及びマップに加工・作成する技術と情報技術の活用方法に関する知見を有していること。

c 情報収集やGISマップ作成など類似業務の経験があること。

d 的確に関連情報の所在把握を行い、その情報を速やかに入手できるように、情報源情報を幅広く保有し、取得する組織体制を有していること。

(イ) 業務処理能力

a 情報処理のパソコンなどのハードとGISによる情報提供を行うため、関連ソフト(環境情報システムは、Arc Viewを使用)を整備できること。

b 情報処理の技術職員の経験、能力があること。

(ウ) 新規雇用に関する考え方

a 新規雇用の業務内容や新規雇用者に関する考え方が明確であること。

b 新規雇用者に対する技術指導の組織体制が妥当なこと。

c 業務終了後における新規雇用や就業機会の拡大が見込まれること。

(3) 手続等

ア 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境室環境政策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 219

ファクシミリ 011 - 232 - 1793

イ 企画提案説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(ア) 交付期間 平成15年8月1日(金)から8日(金)まで(交付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(イ) 交付場所 アに同じ。

(ウ) 交付方法 郵送等及びファクシミリによる交付は行わない。

ウ 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限 平成15年8月8日(金)午後5時必着

(イ) 提出場所 アに同じ。

(ウ) 提出方法 持参(持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送等(書留郵便等に限る。)による。

エ 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限 平成15年8月25日(月)午後5時必着

(イ) 提出場所 アに同じ。

(ウ) 提出方法 持参(持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送等(書留郵便等に限る。)による。

(4) その他

ア 契約書作成の要否 要

イ 関連情報を入手するための照会先 (3)のアに同じ。

ウ 詳細は、企画提案説明書による。

2(1) 業務概要

ア 業務名 空き缶等散乱実態調査業務

イ 業務概要 空き缶等の散乱防止対策に活用するため、全道の空き缶等のごみの散乱状況について現状を具体的に把握・分析する(本業務は「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」に基づき実施するものである。)。

ウ 履行期限 平成16年1月10日(金)

(2) 参加資格及び審査基準

ア 参加資格

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

(ウ) 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

(ニ) 道税を滞納している者でないこと。

イ 審査基準

(ア) 業務実施体制

a 業務実施に係る人員配置など業務実施計画は妥当であること。

b パソコン、ソフトなどデータ処理に必要な設備及び能力を有していること。

c 新規雇用者に対する指導体制、進行管理が適切であること。

(イ) 事業企画内容

- a 調査実施計画の策定、調査の具体的な実施方法に係る企画力があること。
b 調査結果の分析、調査結果報告書の作成に係る企画力があること。
- (ウ) 新規雇用に関する事項
- a 新規雇用者の業務内容や新規雇用に関する考え方が明確であること。
b 業務終了後における新規雇用や就業機会の拡大が見込まれること。
c 新規雇用を確実に確保できること。
- (3) 手続等
- ア 担当部課
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室環境政策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 222
ファクシミリ 011 - 232 - 1793
- イ 企画提案説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- (ア) 交付期間 平成15年8月1日（金）から8日（金）まで（交付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
(イ) 交付場所 アに同じ。
(ウ) 交付方法 郵送等及びファクシミリによる交付は行わない。
- ウ 資格確認書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (ア) 提出期限 平成15年8月8日（金）午後5時必着
(イ) 提出場所 アに同じ。
(ウ) 提出方法 持参（持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで）、ファクシミリ又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
- エ 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (ア) 提出期限 平成15年8月25日（月）午後5時必着
(イ) 提出場所 アに同じ。
(ウ) 提出方法 持参（持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
- (4) その他
- ア 契約書作成の要否 要
イ 関連情報を入手するための照会先 (3)のアに同じ。
ウ 詳細は、企画提案説明書による。

漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定に基づき、次のとおり休業の届出があった。

なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成15年8月1日から8日までとする。

平成15年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休業期間	漁業権者の住所及び氏名又は名称
さけ定置漁業	函館市地先	函さけ定第9号	平成15年9月1日から12月17日まで	函館市根崎町514番地の2 橋 勲 外66名
同	同	函さけ定第10号	平成15年9月1日から12月17日まで	函館市根崎町514番地の2 橋 勲 外66名

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年8月1日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

- (1) 堆肥専用混合機 1台
(2) ホイールローダ 2台
(3) 堆肥専用散布機 3台
(4) 堆肥専用混合・粉碎機 1台

2 落札を決定した日

平成15年6月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 北興化工機株式会社
イ 住 所 札幌市西区発寒12条12丁目1番20号
(2)ア 氏 名 日立建機株式会社
イ 住 所 東京都文京区後楽2丁目5番1号
(3)ア 氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社
イ 住 所 帯広市大通南7丁目8番地
(4)ア 氏 名 エム・エス・ケー農業機械株式会社
イ 住 所 東京都豊島区西池袋3丁目27番12号

4 落札金額

(1) 47,250,000円 (2) 39,900,000円 (3) 62,895,000円 (4) 26,145,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 (1) 平成15年北海道十勝支庁告示第6号 (2) 平成15年北海道十勝支庁告示第7号 (3) 平成15年北海道十勝支庁告示第8号 (4) 平成15年北海道十勝支庁告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目	平成15年7月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社 (2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号 4 落札金額 56,700,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道立稚内水産試験場告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部 (2) 所在地 北海道稚内市末広4丁目5番15号
北海道宗谷支庁告示第8号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年8月1日 北海道宗谷支庁長 佐 藤 俊 夫 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市萩見4丁目1440 - 11 ほか18筆（第2工区） 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市北区北9条西3丁目7番地 株式会社土屋ホーム 代表取締役 川本 謙 3 開発許可年月日及び番号 平成14年9月3日 宗建指第14 - 3号指令	道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示 北海道札幌土木現業所告示第15号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月1日 北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄 1 入札に付する事項 (1) 件 名 札幌土木現業所管内 土砂災害危険箇所図印刷業務 (2) 規 格 及 び 数 量 別紙仕様書及び設計書のとおり (3) 履 行 期 間 契約締結日から平成15年10月31日 (4) 履 行 場 所 北海道札幌土木現業所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する印刷物の製造（中分類102）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 過去二年間に、当該業務又はこれと同等の業務等に係る履行実績があることを証明した者であること。 (4) 測量業者として、国に登録している地図調製業者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
道立稚内水産試験場告示 北海道立稚内水産試験場告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年8月1日 北海道立稚内水産試験場長 岡 田 鳳 二 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 試験調査船北洋丸上架修理工事一式 2 落札を決定した日	

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年8月1日から20日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所 3 階第 3 会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年8月28日（木）午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落 札 者 の 決 定 方 法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目

電話番号 011 - 561 - 0201 内線 206

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 帯 広 土 木 現 業 所 告 示

北海道帯広土木現業所告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立十勝エコロジープークのオートキャンプ場の平成15年7月20日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年8月1日

北海道帯広土木現業所長 秋 山 俊 一

1 受託者の名称 財団法人十勝エコロジープーク財団

2 所 在 地 帯広市西6条南6丁目3番地